

第 1 0 期 奥多摩町分別収集計画書

令和 4 年 6 月

奥 多 摩 町

第10期 奥多摩町 分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義 -----	1
2	基本的方向 -----	1
3	計画期間 -----	2
4	対象品目 -----	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込 (法8条第2項第1号) -----	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法8条第2項第2号) -----	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法8条第2項第3号) -----	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み (法8条第2項第4号) -----	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 -----	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法8条第2項第5号) -----	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法8条第2項第6号) -----	4
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法8条第2項第7号) -----	4

第10期 奥多摩町分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっている中、本町とあきる野市、日の出町、檜原村で構成する西秋川衛生組合では、平成26年度から新焼却炉（熱回収施設）の稼働を開始。また、平成28年度からは、新リサイクル施設の稼働が開始されたことにより、現状及び今後においても、循環型社会の構築と最終処分場の延命を図る計画となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・西秋川衛生組合を構成する、あきる野市、日の出町、檜原村と当町が協力し、ごみの発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ・全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、白色トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の搬出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	150 t	148 t	145 t	143 t	140 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ 広報紙等による容器包装廃棄物の適切な分別排出の啓発
 - ・ 環境教育、啓発活動の充実
 - ・ 簡易包装の推進、マイバックの普及啓発
 - ・ リターナブル容器、再生資源を原料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進
 - ・ 廃棄物減量等推進員制度の充実
- 廃棄物減量等推進員にごみ減量化に向けた一層の協力を求めている。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集にかかる分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ

８ 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第８条第２項第４号）

	５年度		６年度		７年度		８年度		９年度	
主として鋼製の容器	9t		9t		9t		9t		8t	
主としてアルミニウム製の容器	10t		9t		9t		9t		9t	
無色のガラス製容器	(合計) 18t		(合計) 18t		(合計) 18t		(合計) 18t		(合計) 17t	
	(引渡)量 18t	独自処理 0t	(引渡)量 18t	独自処理 0t	(引渡)量 18t	(引渡)量 0t	(引渡)量 18t	独自処理 0t	(引渡)量 17t	独自処理 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 13t		(合計) 13t		(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 12t	
	(引渡)量 13t	独自処理 0t	(引渡)量 13t	独自処理 0t	(引渡)量 12t	独自処理 0t	(引渡)量 12t	独自処理 0t	(引渡)量 12t	独自処理 0t
その他のガラス製容器	(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 11t		(合計) 11t		(合計) 11t	
	(引渡)量 12t	独自処理 0t	(引渡)量 12t	独自処理 0t	(引渡)量 11t	独自処理 0t	(引渡)量 11t	独自処理 0t	(引渡)量 11t	独自処理 0t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1t		1t		1t		1t		1t	
主として段ボール製の容器包装	69t		68t		67t		66t		65t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 17t		(合計) 17t		(合計) 17t		(合計) 16t		(合計) 16t	
	(引渡)量 17t	独自処理 0t	(引渡)量 17t	独自処理 0t	(引渡)量 17t	独自処理 0t	(引渡)量 16t	独自処理 0t	(引渡)量 16t	独自処理 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡)量 1t	独自処理 0t	(引渡)量 1t	独自処理 0t	(引渡)量 1t	独自処理 0t	(引渡)量 1t	独自処理 0t	(引渡)量 1t	独自処理 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、当町の定住化対策事業の効果による人口減少率の低下を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4,730人 (対前年度比) 98%	4,635人 (対前年度比) 98%	4,542人 (対前年度比) 98%	4,451人 (対前年度比) 98%	4,362人 (対前年度比) 98%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による容器包装廃棄物の集団回収については、現行の収集体制と併行して実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成28年4月より、西秋川衛生組合新リサイクル施設の稼働が開始され、分別収集をするものとした容器包装廃棄物を、各種類別に選別・圧縮・保管を行っている。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

- 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果率的に進めていくため、廃棄物減量等推進審議会の活動を活発化させる推進体制を整備する。

また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員を活用して、地域リサイクルの推進を図る。

- 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。